

告 示

埼玉県告示第千十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里西部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十八年八月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏 名	住 所
理事	細 井 壽 秀	埼玉県児玉郡上里町大字五明二百一番地

二 退任

職名	氏 名	住 所
理事	金 井 昭 平	埼玉県児玉郡上里町大字五明九百五十六番地